

いじめ防止基本方針

檀原市立金橋小学校

はじめに

本校は、子ども一人一人の人権を大切にし、いじめのない学校を目指して教育活動を進めている。さらに、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめ防止基本方針」及び県・市の「いじめ防止基本方針」を参酌し、本校のいじめ防止基本方針を以下のように策定する。そして、家庭・地域社会・市や県その他の関係者と連携し、いじめを「許さない・見逃さない」学校づくりを推進していく。

Ⅰ いじめの防止等のための基本的な事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童の気持ちに寄り添うことが大切である。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念（認識）

○いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

○いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。

いじめの加害児童・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行うことが必要である。

○「些細な事」と判断せず、いじめを見逃すことのないように留意する。

○特別な支援を必要とする児童等は、いじめられる対象やいじめる側になりやすいので、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行う。

○校外で起こる「いじめ」もあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめの防止のための施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法 第22条 第1項】

<別紙1>

(2) いじめの防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめの防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。【いじめ防止対策推進法 第18条 第2項】

<別紙2>

3 いじめの問題への取組

組織的対応・いじめの防止等の取組を別に定める。

(1) いじめの未然防止

いじめの防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」「集団づくり」を行っていく。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、人を大切にする、互いを認め合える人間関係・学校づくりを行っていく。

教職員は、普段からの子どもの様子をしっかりと観察し、子どもの変容に気づくアンテナをしっかりとつたために、職員研修で児童理解を図り、人権教育及び道徳教育等の充実、保護者への啓発、職員研修の充実等を図る。これには、インターネットモラルを含むものとする。

学校の設置者(市)及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験学習等の充実を図らなければならない。【いじめ防止対策推進法 第15条】

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法 第19条】

全ての児童を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない・許さない社会をつくるために、地域の教育力を高めることが重要である。

学校は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童が自主的に行うものに対する支援、児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。【いじめ防止対策推進法 第22条 第2項】

(2) いじめの早期発見

学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

【いじめ防止対策推進法 第16条 第1項】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する必要がある。

- 学級担任だけでなく全教職員の目を通して、児童の人間関係や心の様子を把握する。児童とこまめにコミュニケーションを行い、信頼関係づくりを進める。
- 「いじめアンケート」や「児童生活アンケート」を実施し、児童の実態を把握する。アンケートを通して、個別面談を実施する。
- 児童の欠席日数等を確認し、児童の様子を把握する。
- 日頃から保護者との連携を密にし、相談しやすい関係づくりを心がけ、相談があれば寄り添いながら対応を進めていく。

(3) いじめへの対処

学校は、当該学校に在籍する児童及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（相談体制）を整備するものとする。

【いじめ防止対策推進法 第16条 第2項】

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

○いじめと認められた場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。（別紙1）

いじめ（疑われるものを含む）等の事象が起こった時の初期対応

- ①当該学年で事実確認
- ②管理職・生徒指導部長・人権教育部長に報告（初期対応を協議）
- ③当該学年（児童への聞き取り、保護者への対応）
- ④職員全体への報告
- ⑤人権教育部会（今後の指導について協議）
- ⑥場合によっては、保護者や関係団体と連携をとる

（4）再発防止

いじめは再発しやすいことから早々に解決したと判断せず継続的に見守りを行うとともに、心のケアや支援も行っていき、場合によっては、児童相談所等の専門機関と連携を取りながら進めていく。

4 重大事態への対応

重大事態が発生した時には、次のように対処する。

（重大事態というのは、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合のこと）

- ①校内いじめ対策委員会を開く。
- ②市教委に重大事態発生について報告する。
- ③必要に応じてアンケート調査等を行い、事実関係を明確にする。
- ④調査の結果及びその他必要な情報は、いじめを受けた児童及びその保護者に適切に提供する。その際、市教委等の指導・支援を受ける。

※教職員の指導や支援について

いじめ事案に適切に対応していくために、日頃から児童の気持ちや様子の変化に気づくことができるようアンテナをしっかりと張り、愛情をもって関わり、児童

との信頼関係を築いていけるような学級づくり学校づくりに努める。事案が起きたら、児童に寄り添いながら対応し、児童が今後の生活に活かしていけるような指導や支援を心がけていく。教職員自身も、いじめを見逃さないために感性を磨いていくことができるよう研鑽を積んでいく。

また事案について、都度ふり返りをおこないながら、次への対応に活かしていけるよう職員間で共有していく。

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、及びいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、重大事態と考え、速やかに校内でいじめ対策委員会を開くとともに、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。当該調査結果はいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。当該学校の設置者は、調査や情報提供について必要な指導及び支援を行う。

【いじめ防止対策推進法 第28条 第1項・第2項】

学校は、重大事態が発生した旨を教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に報告しなければならない。地方公共団体の長は、必要と認めるときには附属機関を設けて調査を行うことができる。その結果は、議会に報告しなければならない。

【いじめ防止対策推進法 第30条 第1項・第2項・第3項】

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめの防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめの防止等を実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、校内のいじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

学校だけで抱え込まず、家庭・地域・教育委員会やカウンセラー等の専門機関と連携を取りながら進めていく。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研 修		職員研修 (児童理解)	いじめ対策 委員会	スクリーニング 会議		
未然防止		いじめアンケート 調査	いじめ・こころと生活等 に関するアンケート調査			平和集会
早期発見	個人懇談					
	児童と教職員のコミュニケーションや問題行動報告等で確認					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研 修		公開授業	いじめ対策 委員会		職員研修 (児童理解)	いじめ対策 委員会
未然防止		いじめアンケート 調査		入学者 説明会	公開授業 人権集会	
早期発見	児童と教職員のコミュニケーションや問題行動報告等で確認					

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・児童等の行う自主的ないじめの防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 児童等の様子の把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気づく力”を高める
 - ※校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・児童、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(児童・保護者)
 - ・いじめアンケート調査の定期的な実施
 - ※児童等へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮児童等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用

いじめ対策委員会

22条

校長・教頭・生徒指導部長・人権教育部長・各学年主任 等

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールライフサポーターその他外部専門家から適切な支援を得ながら対応する

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめの防止等のための対策を行う。

組織対応の流れ

